

議案ヤ一〇五号

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額

金九百万円也

一 起債目的

観光開発施設整備事業費に充当するため

(温泉配給施設設置事業費)

一 利率

年七分参厘

一 借入先

公営企業金融公庫

一 借入時期

昭和参拾八年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による

但し財政の都合により、繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えることができる。

二 償還財源

施設利用収入

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅八年拾貳月卅日

原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

